

令和7年度

フォスタリング機関
総合補償制度のご案内

【ご加入内容確認事項】

本補償事項は、万が一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さま自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 ☐ 保険金額 ☐ 保険期間 ☐ 保険料、保険料払込方法
☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険金を正しく算出したリ、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。

□ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）は正しいですか。

□ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

□ 以下の「補償重視」についての注意事項）

【補償重視についての注意事項】

補償内容が同様の契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約から保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

□ 職種別別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したリ、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者（高所作業者、採掘・採石作業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

□ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等、お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110

受付時間：平日・午後5時～翌日午前9時

土日祝日（12月31日～1月3日）を含まず。／24時間

※ 上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

問い合わせ先

- 取扱代理店
株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763
受付時間：平日の9：30～17：30（土日・祝日、年末年始を除きます。）
- 団体契約者
社会福祉法人 全国社会福祉協議会（総務部）
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル
TEL 03-3581-7820 FAX 03-3581-7854
受付時間：平日の9：30～17：30（土日・祝日、年末年始を除きます。）
- 引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5137
受付時間：平日の9：00～17：00（土日・祝日、年末年始を除きます。）
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結した契約は有効に成立したとご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております。ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに於いて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに於いて、ご契約のしおりを掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

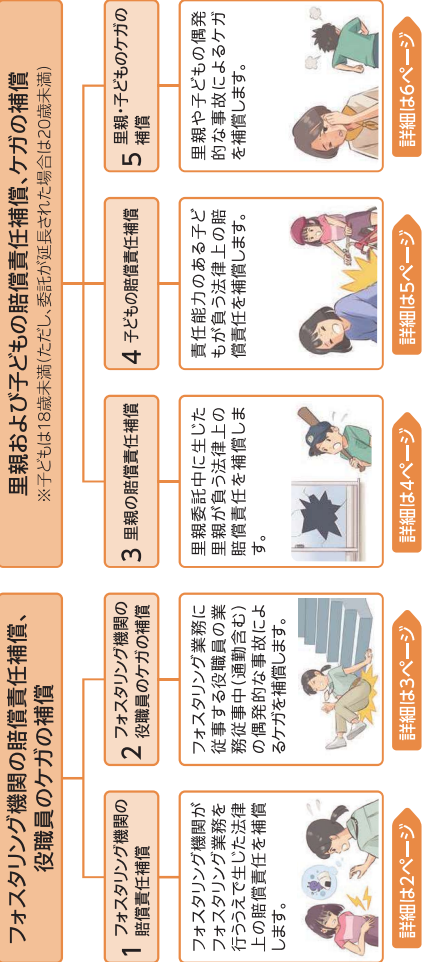
本制度はフォスタリング機関の業務および支援する里親や子どもの補償について、フォスタリング機関が加入者となって一括して加入いただく団体保険制度です。

本補償制度における「子ども」とは、里親に委託された児童です。

1. フォスタリング機関総合補償制度について

里親のリクルートから里親登録前後の研修、子どもと里親家庭のマッチング、委託後の里親養育の支援といった一連の業務（フォスタリング業務）のなかで生じるさまざまなリスクを対象とする総合補償制度です。

フォスタリング機関 総合補償制度



2. 本補償制度の加入者について

本補償制度の加入者は、都道府県知事（指定都市または児童相談所設置市（特別区を含む））の市長を含む。）から里親支援機関の指定を受け、フォスタリング業務を包括的もしくはその一部を実施する機関（フォスタリング機関）となります。令和6年4月以降、児童福祉法改正に伴い新設された里親支援センター等がフォスタリング事業を実施する場合も対象となります。

3. 保険契約期間

令和7年4月1日（火）～令和8年4月1日（水）
（中途加入の場合）前月20日までに加入依頼書、通知書、受領し、かつ保険料入金確認ができたご契約は翌月1日から補償開始となります。なお、至急で加入されたい場合は、加入依頼書と保険料納付が確認できた翌日からの補償も可能です。ただし、保険料は月割となります。

参考

フォスタリング機関の賠償責任や職員のケガについて、全社協の福祉保険制度のうち、下記の保険に加入されている場合は、当該保険により下記の範囲で補償の対象となります。

●「しぜつの損害補償」
フォスタリング機関の賠償責任補償
⇒プラン①-①「基本補償」およびオプション「1訪問・相談サービス補償」

●「福祉サービス総合補償」
フォスタリング機関の賠償責任補償
フォスタリング機関役職員のケガの補償
⇒プラン3-②「施設職員の傷害事故補償」

※フォスタリング事業を実施する児童養護施設等においては、「フォスタリング機関総合補償制度」と「しぜつの損害補償」の両方に加入いただくことで、今後、里親支援センターを受託する場合も含め、よりご安心いただけます。

※上記制度はそれぞれ補償金額等が異なります。

フォスタリング機関の賠償責任補償

（施設所有者が管理者特約条項、生産物特約条項、受託者特約条項セット賠償責任保険）

補償の対象となる主な内容

フォスタリング機関がフォスタリング業務を行ううえで生じた法律上の賠償責任を補償します。

- ・ 日本国内において、フォスタリング業務が原因で他人の身体や財物を損壊したことによる法律上の賠償責任を補償します。
- ・ 日本国内において、フォスタリング機関が作り、提供した飲食物などにより里親や委託されている子どもなどに病気やケガをさせてしまったことによる法律上の賠償責任を補償します。
- ・ フォスタリング機関が他人から預かった物を壊してしまったり、汚損させてしまったことによる法律上の賠償責任を補償します。
- ・ フォスタリング業務が原因で他人の身体や財物を損壊したことによる法律上の賠償責任を補償します。
- ・ 日本国内において、フォスタリング業務が原因で他人の身体や財物を損壊したことによる法律上の賠償責任を補償します。
- ・ 日本国内において、フォスタリング機関が作り、提供した飲食物などにより里親や委託されている子どもなどに病気やケガをさせてしまったことによる法律上の賠償責任を補償します。
- ・ フォスタリング機関が他人から預かった物を壊してしまったり、汚損させてしまったことによる法律上の賠償責任を補償します。

保険金をお支払いする事故例



登録里親への研修中に参加者にケガを負わせてしまった。



一時預かり中の委託されている子どもに提供した食事が原因で食中毒が発生してしまった。

保険金をお支払いできない主な場合

- ・ 故意によって生じた賠償責任
 - ・ 地震、噴火、洪水、津波これらに類似の自然現象によって生じた賠償責任
 - ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任
 - ・ 専門的職業行為に起因する賠償責任
 - ・ 自動車等の所有、使用、管理に起因する賠償責任
 - ・ 施設の新築、改築、修理、取りこわし等に起因する賠償責任など
- ※詳細はP11以降をご確認ください。

被保険者（補償の対象となる方）

フォスタリング機関

保険金額

補償の項目	保険金額
施設賠償責任補償	対人（1名・1事故）・対物（1事故）1億円限度 ※1回の事故について身体・財物それぞれの損害額を合算して1億円が限度
生産物賠償責任補償	対人（1名・1事故・期間中）1億円限度
受託者賠償責任補償	1事故・期間中50万円（自己負担額5,000円）限度
人格権侵害	1名100万円、1事故・期間中1,000万円限度
被害者対応費用	1名2万円（死亡は10万円）、期間中1,000万円限度
事故対応特別費用	1,000万円限度

保険料（保険期間：1年、一括払）

1フォスタリング機関 6,000円（年間）

フォスタリング機関役職員のケガの補償

(普通傷害保険(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約、)
(社会貢献活動団体傷害保険特約セット)

■ 補償の対象となる主な内容

フォスタリング業務に従事する役職員が、業務従事中および通勤途上に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガを負った場合に補償します。

死亡保険金	後遺障害保険金	入院保険金	手術保険金	通院保険金
-------	---------	-------	-------	-------

※細菌性食中毒およびウイルス性食中毒、熱中症についても対象としています。

■ 保険金をお支払いする事故例



フォスタリング業務従事中に階段で転倒してしまい、ケガをした。



通勤途上で交通事故にあいケガをした。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 故意、重大な過失による場合
 - 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - 地震、噴火またはこれらによる津波
 - 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- など

※詳細はP15以降をご確認ください。

■ 被保険者

フォスタリング業務に従事する役職員(常勤・非常勤は問いません。)

※加入時に名簿の提出は不要ですが、事故時には対象となる役職員が所属していることを確認できる名簿をご提出いただきます。

※雇用関係のない業務補助者(ボランティア)や実習生は対象となりません。

■ 保険金額

補償の項目	保険金額
死亡保険金	280万円
後遺障害保険金	程度の応じて死亡保険金の4～100%
入院保険金日額	3,000円
手術保険金	入院を伴う場合 : 30,000円 入院を伴わない場合 : 15,000円
通院保険金日額	1,200円

■ 保険料 (保険期間:1年、一括払)

役職員1名あたり **1,440円 (年間)**

3 里親の賠償責任補償

(施設所有者管理者特約条項、生産物特約条項セット賠償責任保険)

■ 補償の対象となる主な内容

里親(登録里親を含む)が負う法律上の賠償責任を補償します。

- 日本国内において、里親の養育に関する行為等により、子どもや他人にケガを負わせた場合や、他人の財物を壊したことによる法律上の賠償責任を補償します。
- 責任能力のない子どもの行為が原因で里親に発生した法律上の賠償責任を補償します。
- 日本国内において、里親が作り、提供した飲食物などが原因で子どもや第三者に病気やケガを負わせてしまったことによる法律上の賠償責任を補償します。
- 里親の言動によって生じた、人格権の侵害による法律上の賠償責任を補償します。
- 保険適用の事故が発生した場合に、償還として支払う見舞金、見舞品購入費用などを補償します。
- 補償の対象となる事故が発生した場合、もしくははそのおそれが生じた場合に発生する、応訴のための人件費や交通費、文書作成費などを補償します。

■ 保険金をお支払いする事故例



委託されている子ども(12歳未満※)が隣家の窓ガラスを割ってしまい、里親が弁償することになった。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 故意によって生じた賠償責任
 - 地震、噴火、洪水、津波これらに類似の自然現象によって生じた賠償責任
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任
 - あんま、マッサージ、指圧、はりきゅう、医療行為等の専門的職業行為に起因する賠償責任
 - 自動車等の所有・使用・管理に起因する賠償責任 など
- ※詳細はP11以降をご確認ください。

■ 被保険者

里親 ※補償対象とする里親名を加入通知書に記載の上、ご提出をお願いします。

■ 保険金額

補償の項目	保険金額
施設所有者賠償	対人(1名・1事故)・対物(1事故)1億円限度 ※1回の事故について身体・財物それぞれの損害額を合算して1億円が限度
生産物賠償	対人(1名・1事故・期間中)1億円限度
人格権侵害	1名100万円、1 事故・期間中1,000万円限度
被害者対応費用	1名2万円(死亡は10万円)、期間中1,000万円限度
事故対応特別費用	1,000万円限度

■ 保険料 (保険期間:1年、一括払)

1世帯あたり **6,000円 (年間)**

子どもの賠償責任補償

(個人賠償責任補償特約セット傷害総合保険)



■ 補償の対象となる主な内容

日本国内外において責任能力のある子ども(12歳以上※)が日常生活中に他人をケガさせてしまったり、他人から預かったものを壊してしまったことなどが原因で発生した法律上の賠償責任を補償します。

■ 保険金をお支払いする事故例



自転車で歩行者と衝突してしまい、相手にケガをさせてしまった。

ボール遊びをしている際に委託されている子どもが投げたボールが原因で通りがかりの第三者にケガをさせてしまった。

※ 責任能力のある子どもとは

「過失行為等による民事責任(不法行為責任)、または刑事責任を負う能力」をいいます。民法上は「行為の責任を弁識するに足りる知識、すなわち自己の行為が不法な行為として法律上の責任が生じること」を解する精神能力(これを責任弁識能力といいます。))とされ、これを欠く未成年者や心身喪失者は、不法行為による損害賠償責任を負いません。

責任能力の有無は具体的な事案ごとに判断されますが、一般的には**12歳前後から責任能力がある**とされています。責任能力のない者(責任無能力者)は不法行為による損害賠償責任を負いませんが、その代わり、親や責任無能力者を監督する義務を法律上課されている者(里親など)が損害賠償責任を負わなければなりません。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意によって生じた賠償責任
 - ・地震、噴火、洪水、津波これらに類似の自然現象によって生じた賠償責任
 - ・被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - ・戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害
- ※詳細はP14以降をご確認ください。

■ 被保険者

12歳以上の子ども(18歳未満が対象です。ただし、里親への委託が延長された場合20歳まで対象とすることができます。)

※補償対象とする子どもの名前を加入通知書に記載の上、ご提出をお願いします。

■ 保険金額

補償の項目	保険金額
個人賠償責任補償	1億円限度
傷害総合保険(死亡・後遺障害のみ)	93万円

■ 保険料 (保険期間:1年、後遺障害等級限定補償特約(第1級～第3級)セット、職種級別A級、一括払)

12歳以上の子ども1人あたり **2,400円**(年間)

里親・子どものケガの補償(24時間補償)

(傷害総合保険)



■ 補償の対象となる主な内容

里親(登録里親を含む)、子どもが急激かつ偶然な外来による事故によって負ってしまったケガを補償します。(日常生活を含み24時間補償します。)

死亡保険金	後遺障害保険金	入院保険金	手術保険金	通院保険金
-------	---------	-------	-------	-------

■ 保険金をお支払いする事故例



委託されている子どもが室内で暴れ、里親がケガをした。



里親がフォスティング機關の研修に向かう途中で自動車にはねられケガをした。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意、重大な過失による場合
 - ・自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ・地震、噴火またはこれらによる津波
 - ・無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により
- ※詳細はP15以降をご確認ください。
- 正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ・脳疾患、疾病または心神喪失
 - ・妊娠、出産、早産または流産
- など

■ 被保険者

里親および子ども(18歳未満が対象です。ただし、里親への委託が延長された場合20歳まで対象とすることができます。)

※補償対象とする里親、子どもの名前を加入通知書に記載の上、ご提出をお願いします。

■ 保険金額

● 職種級別がA級の場合

補償の項目	保険金額
死亡保険金	118万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金の78～100%
入院保険金日額	2,000円
手術保険金	入院を伴う場合 :20,000円 入院を伴わない場合 :10,000円
通院保険金日額	1,000円

● 職種級別がB級の場合

職種級別B級の具体例:農耕作業者、漁業作業者、自動車運転者(タクシードライバー、トラック運転手、バス運転手等)、建設作業者 など

補償の項目	保険金額
死亡保険金	103万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金の78～100%
入院保険金日額	1,000円
手術保険金	入院を伴う場合 :10,000円 入院を伴わない場合 : 5,000円
通院保険金日額	700円

■ 保険料 (保険期間:1年、後遺障害等級限定補償特約(第1級～第3級)セット、一括払)

里親、子どもそれぞれ1人あたり **6,000円**(年間)

STEP 1 加入依頼書と加入通知書の記入、提出

加入依頼書の記入

- ・加入依頼書に必要事項、各プランごとの加入人数（世帯数）と保険料を記入してください。
- ・プラン3、4、5に加入する場合には加入通知書の添付が必要です。補償の対象とする里親および子どもの氏名、生年月日、年齢、住所を記入してください。

※加入依頼書および加入通知書の様式は、以下よりダウンロードしてください。
<https://www.fukushihoken.co.jp/>

提出

提出先 【郵送の場合】 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 総務部
フォスタリング機関総合補償制度 担当宛
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

【FAXの場合】 03-3581-7854

※至急で補償開始されたい場合は、必ずFAXで提出してください。

STEP 2 保険料のお振込み

振込先

みずほ銀行 新橋支店 店番号 130 普通口座番号 4174923
社会福祉法人全国社会福祉協議会 フォスタリング機関総合補償

※前月20日までに加入依頼書、通知書を受領し、かつ保険料入金確認ができたご契約は翌月1日から補償開始となります。

※振込手数料はお客様負担となります。

※請求書が必要な場合は全国社会福祉協議会 総務部までお問い合わせください。

STEP 3 加入者証の発送

- ・手続きが完了次第、順次加入者証を加入申込をしたフォスタリング機関に発送します。大切に保管をお願いいたします。

※加入者証はフォスタリング機関にのみ発送します。里親や子どもの賠償責任またはケガの補償に加入する場合は、当該里親および子どもには、フォスタリング機関より加入についてご説明ください。

加入依頼書の記載例

送付先

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 総務部 御中
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル

2025年度用

フォスタリング機関 総合補償制度 加入依頼書

（重要事項説明書およびご契約内容確認事項（意向確認事項）を掲載し、「個人情報の取扱いに関する説明事項」に同意のうえ、保険契約の加入を申し込みます。）

加入

フォスタリング機関名
社会福祉法人 〇〇 福祉会
代表者名
理事長 〇〇 〇〇
（加入証の発行となります。）

加入

担当者
総務課 〇〇 〇〇

加入

所在地
〒160-8338
東京都新宿区西新宿〇-〇-〇

加入

連絡先
Tel 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 Fax 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

加入

社会福祉
法人
印
社
会

※申込時点の世帯数・人数をご記入ください。中途加入の場合は、下記《中途加入時の保険料率》をご参照ください。

1. フォスタリング機関の賠償責任補償

1 機関 × 6,000 円 × 12 = 6,000 円

2. フォスタリング機関関係従業員のケガの補償

2 人 × 1,440 円 × 12 = 2,880 円

3. 里親の賠償責任補償

10 世帯 × 6,000 円 × 12 = 60,000 円

4. 子どもの賠償責任補償

3 人 × 2,400 円 × 12 = 7,200 円

5. 里親・子どものケガの補償

23 人 × 6,000 円 × 12 = 138,000 円

合計保険料 214,080 円

《中途加入時の保険料率》

保険期間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
フォスタリング機関の賠償責任	6,000	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	3,960	3,960	2,640	2,640	2,640	1,320
フォスタリング機関関係従業員のケガ	1,440	1,320	1,200	1,080	960	840	720	600	480	360	240	120
里親の賠償責任	6,000	5,500	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500
子どもの賠償責任	2,400	2,200	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200	1,000	800	600	400	200
里親・子どものケガ	6,000	5,500	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500

6. 保険料口座振込日

お手続きが、ご依頼人名は「フォスタリング機関」でお振り込みください。必ず「フォスタリング機関」の口座に振り込まれます。ご記入ください。

会
名
みずほ銀行 新橋支店 口座番号 4174923
会
名
社会福祉法人全国社会福祉協議会 フォスタリング機関総合補償
（※お振込みの名称が上記記載と異なる場合は、ご記入ください。）

ご希望の保険期間の初日にあわせて加入依頼書の郵送および保険料を上記口座にお振り込みください。
※毎月20日までの交付分を翌月1日から補償・開始します。※3、4、5の補償に加入の際は、がらぎ加入補償も添付のうえ、ご提出ください。
※至急で補償開始されたい場合は、こちらにチェックしてください。→ □ 至急での加入（月 日）

7

8

事故が起こった場合

- 万が一事故が発生した場合は、専用の「事故報告書」に必要事項を記載し、フォスタリング機関から下記の損保ジャパン社まで送付、もしくはFAXにてお送りください。
※里親からの直接の事故報告は受付できません。
 - 書類到着後、損保ジャパン担当より連絡させていただき、詳細を確認させていただきます。
- <送付先> 損害保険ジャパン株式会社 本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル
(FAXでも可 042-452-3803)

事故報告書の記載例

※付添

損害保険ジャパン株式会社 団体企業保険金サービス第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル
(FAXでも可です。 FAX:03-3344-5878)

記入日
2025年〇月〇日

※記入したと誤解を招く恐れがある場合は、必要事項を「事故報告書」に必ず「Foster / www.foster.jp」に当該の個人情報を記載し、記載しなす。

	フォスタリング機関名 代表者名	社会福祉法人 〇〇福祉会 理事長 〇〇 〇〇
1	加入者 担当者 所在地 連絡先	事務局長 △△ △△ 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 3-3-2 TEL 03-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX
2	加入プラン 役員氏名	☐ フォスタリング機関の賠償補償 ☐ フォスタリング機関役員員のケガの補償 ☐ 里親の賠償補償 ☐ 子どもの賠償補償 ☒ 里親・子どものケガの補償
3	<役員員のケガの場合>	フォスタリング機関役員 福社 太郎
4	里親氏名 <里親の賠償・ケガの場合>	福社 太郎
5	委託児童氏名 <子どもの賠償・ケガの場合>	
6	事故日	2025年〇月〇日(土) 〇時〇分頃
7	事故場所 (賠償事故の場合)	社会福祉法人 〇〇福祉会 施設内
8	被害者氏名 (ケガの場合)	里親 福社 太郎
9	病院名 病名 入院期間 傷病程度	腰部打撲 〇△整形外科 入院期間: 2025年〇月〇日 ~ 2025年△月△日 手術: なし
10	事故の原因・状況	研修に参加した際、施設の階段を踏み外して転倒し、腰部を打撲したものと。
11	その他・備考	
代表者 会社 名前 印	保険修習 証券番号 契約者名 振込口座	賠償・傷害 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 株式会社 福祉保険サービス(J9116)

よくある質問 (Q&A)

1. 補償制度全体について

Q1 加入対象者は誰になるのでしょうか。

- A1 都道府県知事 (指定都市および児童相談所設置市 (特別区含む) の市長を含む) から里親支援機関の指定を受け、里親による養育の支援を行うフォスタリング機関が加入対象となります。
※里親や子どもからの直接の加入申し込みは受け付けておりません。

Q2 保険期間の中で里親や子どもの賠償補償やケガの補償の加入者数を変更することはできますか。

- A2 加入者数の変更があった場合は、加入通知書に記載のうえ、全国社会福祉協議会 総務部にご提出ください。加入人数が増えた場合には追加保険料 (月割り) をお支払いいただき、加入人数が減った場合には保険料 (月割り) を返戻します。

Q3 児童相談所も加入できますか。

- A3 里親および子どもの賠償補償やケガの補償についてのみ加入できます。
※児童相談所の賠償および職員やケガの補償は、自治体で加入している他の補償制度をご確認ください。

Q4 加入者証を里親や子どもにも発行してもらうことはできますか。

- A4 本制度の加入者にはフォスタリング機関となるため、里親や子どもに個別に加入者証を発行することはできません。補償対象の里親および子どもに対しては、フォスタリング機関より補償内容等を説明ください。

Q5 児童養護施設等に入所している子どもを登録里親宅等に試行的に預ける場合にも対象となりますか。

- A5 里親委託前であっても、フォスタリング事業として実施するのであれば対象となります。ただし、里親による加害行為等の場合は個別判断となります。

2. フォスタリング機関の賠償責任補償について

Q1 全社協の「しぜつの損害補償」など他制度にも加入している場合、両方の保険から補償を受けることはできますか。

- A1 1つの事故に対して、賠償責任補償の保険金を重複して支払うことはできません。

Q2 補償対象となるのはフォスタリング機関 (施設) の敷地・建物内の事故だけですか。

- A2 フォスタリング機関 (施設) の敷地・建物外の事故でも、当該機関に管理責任がある場合は対象となります。例えば外部の会場での研修中にフォスタリング機関の役員員の不注意により参加中の里親にケガを負わせた場合などは補償対象となります。

Q3 フォスタリング機関が所有する自動車で業務中に自動車事故を起こした場合、賠償補償の対象となりますか。

- A3 自動車に起因する賠償責任は免責事由に該当するため、本制度では補償対象となりません。自動車保険での対応となります。

3. フォスタリング機関の役員員のケガの補償について

Q1 他業務を兼務している職員も加入できますか。

- A1 専従・兼務を問わず加入できます。ただし、フォスタリング業務以外の業務に起因して負ったケガ等は、本制度では補償対象外となります。

4. 里親の賠償責任補償について

Q1 里親が子どもの私物を誤って破損してしまいましたが、里親の賠償責任補償の対象となりますか。

- A1 里親の養育に起因して生じた事故については補償の対象となります。

Q2 里親が子どもを自動車に乗せてフォスタリング機関に向かう途中で事故を起こした場合、里親の賠償責任補償の対象となりますか。

- A2 自動車に起因する賠償責任は免責事由に該当するため、本制度では補償対象となりません。自動車保険での対応となります。

Q3 新規里親の支援のため、フォスタリング機関が経験のある里親を派遣する場合、「里親の賠償責任補償」や「里親・子どものケガの補償」の加入対象になりますか。

- A3 フォスタリング機関に登録されている里親であれば、委託を受けていなくても加入対象となります。

5. 子どもの賠償責任補償について

Q1 年度の途中で子どもが12歳となる場合、中途加入はできますか。また、12歳となった時点から賠償責任が発生すると考えてよいのでしょうか。

- A1 中途加入は可能です。また、責任能力の有無は個別に判断されますが、一般的には12歳以上より責任能力があると判断され賠償義務が生じるものと考えられるため、12歳になった時点で加入いただくことが望ましいと考えます。

Q2 12歳になった子どもがいいますが、保険の加入を忘れていたので、遡って加入することはできますか。

- A2 遡って加入はできません。加入申し込みをいただいた翌月1日 (加入期日 (毎月20日) を過ぎている場合は、翌々月) からの適用となります。

Q3 子どもが里親の家財や所有物を破損した場合、子どもの賠償責任補償で支払うことはできますか。

- A3 子どもの賠償責任補償では、里親に対する損害賠償責任は免責事項となっているため、補償の対象外となります。

6. 里親および子どものケガの補償 (24時間補償) について

Q1 フォスタリング機関で一時的預かりをしていた子どもが宿泊中にケガを負いました。この場合は補償の対象となりますか。

- A1 子ども自身が負ったケガについては本補償の対象となります。また、フォスタリング機関の過失によりケガを負った場合は、フォスタリング機関の賠償責任」に加入しているれば、賠償責任を補償することもできます。

Q2 子どもが通学途中で事故にあった場合、補償の対象となりますか。

- A2 日常生活を含む24時間補償としていることから、対象となります。

＜フォースタリング構図の賠償責任＞

保険金をお支払いできない主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、他人から預かった物(受託物)を特定の施設内に保管している間、または施設外で管理している間に、火災・盗難・取扱いの不注意等により受託物を損壊したり、盗まれたりしたため、預け主に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	この保険では、直接であるとか間接であるとか問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。
①損害金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。	【賠償責任免除事由】
①損害賠償金(修理費用等)	①被保険者または被保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払われないのは、その被保険者が被る損害に限りません。
②他人に損害賠償の請求をすることができるときは、その権利の保全または行使に必要な手続を完了した後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことにより要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のための支出した費用	②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事項と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用	③地震、噴火、津波またはこれらに類似の自然変更に起因する賠償責任
④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用	④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限りません。
※損保ジャパンの承認を得て支出した費用に限りません。	⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体上の損害によって生じた賠償責任
⑥受託物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことにより要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のための支出した費用	⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任
1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。	⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
なお、⑥の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。	【賠償責任保険追加条項の免責事由】
※修理費および費用連に基ずる費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	①原子核反応または石綿を含む製品の有害な特性
	②石綿または石綿を含む製品の有害な特性
	③汚染物質の排出が公共水域への石油物質の排出などにより起因する賠償責任
	④専門職業危険
	医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の実習または整形に起因する賠償責任
	・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任
	⑤サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセプトにより補償される各種費用等も含みます)
	【特約条項の免責事由(被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取または詐取に起因する賠償責任
	①被保険者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限りません。
	②被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限りません。
	③貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き草、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
	④受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質(自然発火および自然発火を含む。)、火災、水害、地震、風害、虫食いもしくは虫食い等により起因する賠償責任
	⑤給排水管、暖房装置、冷暖装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは沁みこんだ液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
	⑥屋根、壁(と)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任
	⑦受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に見えられた受託物の損壊に起因する賠償責任
	⑧自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車)をいいます。)、車両(自動車および原動力がもたらした力である場合を除きます。)、船舶もしくは航空機が法令に定められた資格を持たない者によって運転または操縦されている間、または酒気帯び状態の者によって運転または操縦された間に発生した損害に起因する賠償責任

＜子どもの賠償責任＞

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	①故意または重大な過失による場合 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1))を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頭(すい)部症候群(いわゆる「もちうち症」)、腰痛等で医学的診断所見 ^(※2) のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機機体として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による衝突、競走、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するもの、その主義・主張に賛同して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的診断所見」とは、医学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
後遺障害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の78% ^(※1) ～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を満了し、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車、原動機付き自転車等の車両 ^(※1) 、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公団団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない偶発的事故または機械的事故 ・置き忘れ ^(※2) または紛失 ・詐欺欺れた横領 ・雨、雪(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の溜み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1)次のアからエ、までのいずれか1に該当するものを除きます。 ア、主たる原動力が人力であるもの イ、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ、身体障がい者用の車 ^(※3) および歩行補助車で、運動機を用いるもの エ、移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れ、これをいいます。 (※3)身体障がい者および歩行困難な者の移乗の用に供するため、身体障がい者用の車いすの重たいホイールをためた、原動機を用いるものである場合は法令に定められ、基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。
傷害(国内外補償)	後遺障害保険の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(78% ^(※1) ～100%) (※1)「後遺障害等級認定補償特約(第1級～第3級)」をセットしています。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車、原動機付き自転車等の車両 ^(※1) 、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公団団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない偶発的事故または機械的事故 ・置き忘れ ^(※2) または紛失 ・詐欺欺れた横領 ・雨、雪(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の溜み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1)次のアからエ、までのいずれか1に該当するものを除きます。 ア、主たる原動力が人力であるもの イ、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ、身体障がい者用の車 ^(※3) および歩行補助車で、運動機を用いるもの エ、移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れ、これをいいます。 (※3)身体障がい者および歩行困難な者の移乗の用に供するため、身体障がい者用の車いすの重たいホイールをためた、原動機を用いるものである場合は法令に定められ、基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。
個人賠償責任(国内外補償) (注)	日本国内または外国において、被保険者 ^(※1) が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合 ②被保険者 ^(※1) の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)、に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品) ^(※2) を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 ^(※3) を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア、本人 イ、本人の配偶者 ウ、本人またはその配偶者の同居の親族 エ、本人またはその配偶者の別居の未婚の子ども オ、本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者、本人が未成年者または責任無能力者を監督する方(本人の親族に限りません)。ただし、本人に関する事故に限りません。 カ、イからエ、までのいずれかの者が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族に限りません)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りません。 なお、被保険者本人またはその配偶者、その他の親族および同居または別居の別は、損害の原因となつた事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・楽器、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自動車、ハンダグラライダー、バングラライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・酒類、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・現金、宝飾品、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・テータやフロラジウム等の無機物 ・漁具 ・「個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 (※3)「電車等」とは、汽車、電車、自動車、モノレール等の軌道土を走行する陸上の乗用車をいいます。	

(注) 補償内容が同様の「契約^(※1)」が他にある場合は、補償が重複することとなります。補償が重複することとなる契約からでも補償されますが、いずれか一方がこの契約からは保険金が支払われられない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の違いや保険金額を ご確認いただき、補償・特約の選択をご判断ください。
(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにもセプトを設ける特約や他社との契約を含みます。
(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなる場合があります。

